

## 【特定マンション長寿命化修繕に伴う固定資産税の減額措置について（高松市）】

長寿命化工事（屋根防水工事、床防水工事及び外壁塗装工事）を過去に一度以上実施し、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に、2回目以降の長寿命化工事を完了した場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額が減額されます。

### 1 対象となるマンション

- (1) 築後20年以上が経過していること。
- (2) 総戸数が10戸以上であること。
- (3) 過去に長寿命化工事（屋根防水工事、床防水工事及び外壁塗装工事）を行っていること。
- (4) マンション管理計画の認定を受けて必要な修繕積立金が確保されていること。または指導・助言を受けて適切に長期修繕計画を見直し、修繕積立の引き上げを行っていること。
- (5) 居住用専用部分（マンションの専有部分の床面積の2分の1以上が、人の居住の用に供する部分である専有部分をいう。）を有すること

### 2 減額される期間及び割合

工事が完了した年の翌年度分の固定資産税額を、3分の1減額します。

（ただし、対象となる床面積は、一戸当たり居住部分が100㎡までに相当する額）

### 3 申請方法

工事完了後、3か月以内に下記の必要書類を提出してください。

（3か月を経過した後に提出する場合は、申告書に理由を記入してください。）

#### ・区分に関わらず、共通に必要な書類

- (1) 固定資産税（特定マンション長寿命化工事）減額申告書
- (2) 大規模の修繕等証明書（写しも可）
- (3) 過去工事証明書（写しも可）
- (4) 設計図書等、当該マンションの総戸数（店舗、事務所等の用に供するものを含む。）を確認することのできる書類（写しも可）

#### ・区分に応じて必要な書類

##### 【マンション管理計画の認定を受けている場合】

- (5) 管理計画の認定通知書又は変更認定通知書の写し
- (6) 修繕積立金引上証明書（写しも可）

##### 【マンション管理適正化法に基づく助言若しくは指導を受けて適切に長期修繕計画の見直しを行っている場合】

- (7) 助言・指導内容実施等証明書（写しも可）

#### 4 その他留意事項

- (1) 耐震リフォーム、バリアフリーリフォーム、省エネルギーリフォーム及び長期優良住宅化リフォームを実施した場合の固定資産税額の減額措置との併用はできません。なお、マンション長寿命化促進税制と別の年にこれらの減税措置の適用を受けることは可能です。
- (2) 各要件は、いずれも申告時点かつ、固定資産税の賦課期日（1月1日）時点で満たしていることが必要です。
- (3) 本制度による減額は、当該マンションにつき一度しか受けることができません。
- (4) 土地についての減額は、ありません。
- (5) 必要に応じて、関係書類を求める場合があります。

#### 5 関連リンク（参考）

- ・ [マンション長寿命化促進税制（外部サイト）（国土交通省）](#)
- ・ [マンション認定計画認定制度（外部サイト）（高松市）](#)